

お店をキレイにしませんか？ 始めてみませんか？

店舗リフォーム補助がありますよ！

= 工事費の30% 上限30万円 =

町では魅力ある店舗づくりを支援するため、町内で商店を営んでいる方、商店を営もうとする方を対象に、店舗の改修や改装、それに伴う備品や什器・機器類の購入に対して、工事費等の30%、上限30万円を補助します。この機会にどうぞ店舗のリフォームをご検討ください。



受付期間など

募集期間：5月7日(火)～(土日を除く)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

受付窓口：役場 産業観光課 商工振興係

*着工前の申請受付が必要です。

*予算に達し次第、募集締切となりますので、お早目にお申込みください。



補助金予算額

90万円

店舗とは

○店舗とは商品を並べて売る、またはサービスの提供をおこなう建物。



申請できる方

- ・町内で店舗を所有し、または店舗を借りて営業している方
- ・町内で店舗を所有し、または店舗を借りて営業を始めようとしている方
- ・町内で営業を始める方に賃貸する家屋・店舗の所有者の方
- ・平成28～令和5年度店舗リフォーム補助金を利用されていない方
- ・営業所得として申告している方



対象となる工事

- ・店舗の外装、内装および改修工事
- ・改修にともない必要となる店舗専用の機器類及び備品・什器の購入
- ・令和7年3月31日までに工事が完了し、工事代金の支払いができる工事
- ・町内に本社のある住宅関連業者、または町内に住民登録があり、かつ町内に事業所を有する個人事業者が施工する工事
(なお町外業者の専門的な造作工事などを必要とする場合はご相談ください)

